

議案第24号 平成26年度習志野市一般会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出補正予算 補正前 551億3,000万円
 補正額 7,478万2千円
 補正後 552億 478万2千円

- (歳出概要)
- ・ 保育所耐震対策事業
 - ・ (仮称) 袖ヶ浦こども園整備事業
 - ・ 津田沼小学校全面改築事業

2 継続費
 (変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10	2	津田沼小学校 全面改築事業	2,523,481	平成 23年度	700,870	2,546,811	平成 23年度	700,870
				平成 24年度	1,342,364		平成 24年度	1,342,364
				平成 25年度	290,161		平成 25年度	290,161
				平成 26年度	190,086		平成 26年度	213,416

議案第25号 習志野市公共施設再生基本条例の制定について

公共施設の再生について、その基本理念及び基本的事項を定め、持続可能な行財政運営の下で、時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供することにより、誰もが住みたくなくなるような魅力あるまちづくりを推進することを目的に制定するものです。

《概要》

基本理念	<p>①市民の生命、身体及び財産の安全を第一義としつつ、教育及び文化の向上を図り、健康で文化的な生活を実現する。</p> <p>②資源の有効的な活用及び効率的かつ効果的な事業手法を導入し、次世代に過度の負担を課さず、世代間の公平性が確保されるように取り組む。</p> <p>③人口減少社会の到来、経済の成熟化等、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、市、市民、関係団体及び事業者が連携及び協働して取り組む。</p>
責務	<p>市の責務 公共施設再生事業について、次のように責務を定めます。</p> <p>①総合的かつ計画的な取組に努める。</p> <p>②財政状況等客観的なデータに基づく中長期の予測の下で効率的・効果的に取り組む。</p> <p>③財源の確保に努める。</p> <p>④市民の理解と協力を求めるとともに、情報をわかりやすく周知する。</p> <p>⑤公共施設の再生に関する理解を深めることを通じて、公共の福祉の増進に寄与し、効率的な再生事業に積極的に参画及び協力するよう、関係団体及び事業者に対して求める。</p> <p>市民の責務 次世代の負担を軽減するため、公共施設の再生等に必要となる現在及び将来の財政負担に関する理解を深め、より良い資産を次世代に引き継ぐよう努める。</p> <p>関係団体及び事業者の責務</p> <p>①市が推進する公共施設再生事業に積極的に参画し、協力するよう努める。</p> <p>②公共施設の効率的かつ効果的な管理運営及び維持保全に関し、より有効な方法の追求及び技術の向上に努める。</p>
調査及び計画	<p>①一元的な調査、収集及び整理を定期的を実施し、結果を公表する。</p> <p>②その結果に基づき、公共施設再生に関する計画を策定する。</p> <p>③計画における事業効果を検証し、その検証結果及び人口動態、財政状況等市を取り巻く社会経済情勢の変化に応じて、計画を見直す。</p>
公共施設再生推進審議会	公共施設再生に関する施策を推進するため、「公共施設再生推進審議会」を設置する。

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第26号 習志野市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、改正するものです。

市民税関係

1 公益法人等に係る個人市民税の課税の特例の見直し

租税特別措置法の改正により、非課税の適用を受けるための手続規定の条項が一部追加されたことから、条例に規定している非課税の承認が取り消された場合の課税についても、引用条文の追加を行うものです。

(施行期日)

平成27年1月1日から施行します。

2 法人市民税の法人税割の税率の改定

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として、地方法人税（国税）が創設され、その分、法人市民税の法人税割の標準税率及び制限税率が2.6%引き下げられたことに伴い、本市の法人市民税の法人税割の税率を2.6%引き下げるものです。

資本金等の額	法人税割の税率	
	現 行	改正後
1億円未満	12.3%	9.7%
1億円以上5億円未満	13.5%	10.9%
5億円以上	14.7%	12.1%

(施行期日)

平成26年10月1日から施行します。

軽自動車税関係

3 車体課税の見直し

(1) 原動機付自転車及び二輪車の税額の最低額を2千円とし、その他の車両を約1.5倍に引き上げるものです。

区 分		税 額	
		現 行	改正後
原動機付自転車	50cc 以下	1,000円	2,000円
	50cc 超 90cc 以下	1,200円	2,000円
	90cc 超 125cc 以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪	125cc 超 250cc 以下	2,400円	3,600円
小型二輪	250cc 超	4,000円	6,000円

(施行期日)

平成27年4月1日から施行します。

(2) 新車で取得される軽自動車の税額を次のとおりとし、自家用乗用車は1.5倍、その他の車両を約1.3倍に引き上げるものです。

区 分		税 額	
		現 行	改正後
四輪以上	乗用自家用	7,200円	10,800円
	乗用営業用	5,500円	6,900円
	貨物用自家用	4,000円	5,000円
	貨物用営業用	3,000円	3,800円
三輪		3,100円	3,900円

(施行期日)

平成27年4月1日から施行します。

(3) 新規検査から13年を経過した軽自動車の税額を次のとおりとし、自家用乗用車は約1.8倍、その他の車両を約1.5倍に引き上げるものです。

区 分		税 額	
		現 行	改正後
四輪以上	乗用自家用	7,200円	12,900円
	乗用営業用	5,500円	8,200円
	貨物用自家用	4,000円	6,000円
	貨物用営業用	3,000円	4,500円
三輪		3,100円	4,600円

(施行期日)

平成28年4月1日から施行します。

議案第27号 習志野市営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新規に整備した東習志野団地の駐車場に関する規定を追加するため、改正するものです。

(施行期日)

公布の日から施行します。

**議案第28号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

新習志野公民館の管理運営に指定管理者制度を導入するため、開館時間、休館日等の管理の基準及び指定管理者が行う業務の範囲を定める改正を行うものです。

(施行期日)

平成27年4月1日から施行します。

議案第29号 習志野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

消防法施行令が改正されたことに伴い、次のように改正するものです。

1 消火器の準備

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多くの者が集まる催し（以下「祭礼等」といいます。）において、対象火気器具等（こんろ等、火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれがある器具をいいます。）を使用する際に消火器を設置することを義務付けます。

2 対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする場合の届出

祭礼等において、対象火気器具等を使用する露店、屋台その他これらに類するものを開設しようとする場合について、消防長に対する事前の届出を義務付けます。

3 大規模な屋外の催しにおける防火管理の義務化

(1) 屋外催しの指定

祭礼等のうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあるものを「指定催し」として指定することとします。

※消防長が定める要件については、告示により次のいずれにも該当する屋外催しとする予定です。

- ・大規模な催しが開催可能な公園、道路その他の場所を会場として開催すること。
- ・1日当たりの人出予想が10万人以上であること。
- ・露店等が100店以上出店すること。

(2) 防火担当者の選任、火災予防業務計画の作成等

「指定催し」を主催する責任者に対し、防火担当者を定め、「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成させるとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせることを義務付けます。

また、指定催しを開催する日の14日前までに当該計画を提出することを義務付けます。

4 罰則

「指定催し」の主催者が、上記3(2)の「火災予防上必要な業務に関する計画」を消防長に提出しなかった場合、その主催者に対し、30万円以下の罰金を科すこととします。

なお、この罰則は、計画を提出しなかった個人に罰金を科すほか、その会社、団体等にも罰金を科すものです。

(施行期日)

平成26年8月1日から施行します。

議案第30号 業務委託契約の締結について（芝園清掃工場緊急対策委託）

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 芝園清掃工場緊急対策委託
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 2,675,160,000円
- 4 契約の相手方 福岡県北九州市戸畑区大字中原46番地59
日鉄住金環境プラントソリューションズ株式会社
代表取締役社長 俵 洋 一
- 5 施行場所 習志野市芝園三丁目2番1号
- 6 委託期間 契約締結の日から平成29年3月15日まで
- 7 業務概要 芝園清掃工場の性能・機能回復に必要な緊急整備
 - 1 副資材供給設備
 - 2 熔融炉設備
 - 3 燃焼設備
 - 4 燃焼ガス冷却設備他8設備

議案第31号 市道の路線認定について

認定する路線は、1路線です。

認定 1路線

認定理由	路線名
開発行為に伴うもの	東習志野2丁目 11-085号線

議案第32号 専決処分した事件の承認を求めることについて

(習志野市税条例等の一部を改正する条例の制定について)

地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、習志野市税条例等の一部を改正するに当たり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

固定資産税（家屋）関係

- 1 耐震改修を行った既存家屋に係る固定資産税の減額措置が創設されたため、適用を受けるための関係書類の提出を義務付けます。

固定資産税（償却資産）関係

- 2 次のように固定資産税の課税標準の特例措置（わがまち特例）を設けます。

対象資産		特例率	適用期間
浸水防止用設備		3分の2	平成29年3月31日までに取得したもの
業務用冷凍・冷蔵機器		4分の3	
公害防止設備	汚水又は廃液処理施設	3分の1	平成28年3月31日までに取得したもの
	大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設	2分の1	
	土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設	2分の1	

市民税関係

- 3 肉用牛の売却による事業所得に係る個人市民税の課税の特例の適用期限を3年延長します。

現 行	改正後
平成27年度まで	平成30年度まで

- 4 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例の適用期限を3年延長します。

現 行	改正後
平成26年度まで	平成29年度まで

(専決処分日)

平成26年3月31日

(施行期日)

平成26年4月1日